

郵便局社員の誤配達による個人情報の紛失について

1 事案

医療関係の個人情報が記載された書類（2名分）の入った郵便物を、郵便局社員が誤配達し、紛失したものです。

2 事案の覚知年月日

令和4年10月12日

3 覚知の契機

本来の届け先である医療機関より連絡があり判明しました。

4 発生原因

郵便局社員が配達の際に、届け先の確認を怠り誤配達となり、誤配達先で紛失に至ったものです。

5 対応

本来の届け先である医療機関に経緯等を説明するとともに、書類に記載されていたご本人に対し説明を行いました。

6 再発防止のための措置

取扱郵便局に対し、確実な配達の徹底を申し入れるとともに、他の郵便局に対しても当該事案を共有し、誤配達防止のための実効的な対策を講じるよう要請しました。

その結果、取扱郵便局において、複数社員による点検・確認作業を行うなど再発防止に向けた対策を徹底するとともに、他の郵便局にも当該事案を共有し、社員の指導を行う旨の回答を得ております。